

愛知東邦大学紀要編集規程

運営委員会

平成22年7月7日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知東邦大学紀要『東邦学誌』(以下、紀要という)の編集及び刊行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(刊行の目的)

第2条 紀要は、愛知東邦大学(以下、本学という)における教育研究の推進および成果の公表と相互交換を目的として刊行される。

(編集・刊行等)

第3条 紀要の企画、原稿募集、編集、刊行は、研究活動委員会(以下、委員会という)が行う。

(投稿資格)

第4条 紀要の投稿資格者は、以下の者とする。

- (1) 本学専任教員
- (2) 本学非常勤講師及び職員で、委員会が認めた者
- (3) 本学専任教員との共著で投稿を希望する者
- (4) 本学専任教員として10年以上勤務し、退職後5年以内の者

(掲載内容)

第5条 紀要に、論文、研究ノート、翻訳、資料紹介、報告、書評の欄を設ける。

- 2 前項の掲載内容は、未発表のものに限る。
- 3 研究倫理委員会規程第3条に該当する場合は、同第5条の審査手続等を取るものとする。

(発行)

第6条 紀要は、1年1巻とし、2号に分けて発行することを原則とする。

- 2 紀要は、電子化形態による本学Webページ等への掲載と紙面印刷(冊子)をもって発行とする。
- 3 紀要の発行は、前項の電子化形態による掲載を基本とし、冊子体での印刷部数は、国立国会図書館への送付および保存用等に限定する。

(投稿・執筆要領)

第7条 紀要に投稿する原稿については、委員会が別に定める『東邦学誌』投稿・執筆要領(以下、投稿・執筆要領という)によるものとする。

(原稿の採択)

第8条 紀要に投稿された原稿が、第5条及び投稿・執筆要領に合致しないと認められる場合には、委員会は執筆者と協議して、改善を求め、又は、不採用とすることができる。

2 委員会は、予算等の都合により、執筆者と協議の上、投稿原稿の掲載について調整することができる。

(紀要及び抜刷の進呈)

第9条 執筆者が必要とする場合、1つの著作物について紀要(冊子体)1部及び抜刷50部を進呈する。それぞれ1部または50部を超える場合には、印刷費を請求者が負担する。

2 前項にかかわらず、第4条第1項第4号の投稿者が抜刷を必要とする場合は、その印刷費を投稿者が負担する。

(原稿料及び掲載料)

第10条 原稿料及び掲載料は、原則として無料とする。

(著作権)

第11条 紀要に掲載された著作物の著作権は執筆者に属する(執筆者は著作権を本学に譲渡しないし、その権利の行使も委託しない)。ただし、執筆者は、本学及び本学から委託された機関が紀要に掲載された著作物を電子化して公開することを、承諾したものとする。

(事務の所管)

第12条 この規程の運用に関する事務は、学術情報課が所管する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、紀要の編集に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 本規程は、平成22年4月1日に遡って施行する。
- 2 第3条に規定する紀要編集委員会の委員長と委員は、それぞれ本学学務組織運営規程第6条により設置された図書館委員会の委員長と委員によって兼任されるものとする。
- 3 本規程の施行以前に紀要に掲載された著作物で、本学及び本学から委託された機関により電子化して公開されたものの著作権については、この規程により処理されたものとみなす。
- 4 本規程は、改正(第4条、第6条、第7条、第8条、第9条)により、平成23年1月1日から施行する。
- 5 第4条第1項第4号は、平成24年3月31日以降の退職者に適用する。
- 6 この規程は改正(第4条、第9条)により、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この規程は改正(第3条)により、平成27年7月23日から施行する。
- 8 この規程は改正(第3条、第5条、第6条)により、平成28年12月1日から施行する。